

大和市学び推進専門員設置規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第41号

大和市学び推進専門員設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市民がいつまでも元気に生き生きとした生活を送ることができるよう、学びの場を提供する事業等の実施及び拡充を図ることを目的として、大和市学び推進専門員を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市に大和市学び推進専門員（以下「専門員」という。）を設置する。

(委嘱)

第3条 専門員は、社会的信望があり、かつ、第7条に規定する職務を遂行するために必要な熟意と識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 専門員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された場合の任期は、当該年度の3月末日までとする。

(解嘱及び辞任)

第5条 市長は、専門員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該専門員を解嘱することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 勤務成績が不良であるとき。
- (3) 心身の故障により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

2 専門員は、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

(勤務日及び勤務時間)

第6条 専門員の勤務日は、1週間につき3日で市長が指定した日とし、勤務時間は、1日につき7時間45分とする。

(職務)

第7条 専門員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 大和市民大学事業に関すること。
- (2) 市民への学習機会の提供に関すること。
- (3) 本市の「おひとり様」施策等について、市長に提言すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(服務等)

第8条 専門員は、関係法令を遵守し、その職務を適切に遂行しなければならない。

2 専門員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 専門員の報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和36年大和市条例第9号)及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
施行規則(昭和36年大和市規則第5号)の定めるところによる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。